

栗原市指定給水装置工事事業者講習会及び

栗原市排水設備指定工事店事務連絡会

日 時 令和5年3月24日（金）

午前10時（市内事業者）

午後2時（市外事業者）

場 所 栗原市役所金成庁舎2階「ほたるホール」

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 説 明

- (1) 栗原市水道使用水量の認定取扱い要領の一部改正について . . . 資料1
(経営課お客様係)
- (2) 栗原市排水設備工事設計指針の改定について . . . 資料2
(施設課給排水係)
- (3) 給水装置工事に関する注意点について . . . 資料3
(施設課給排水係)
- (4) 排水設備工事に関する注意点について . . . 資料4
(施設課給排水係)
- (5) 給水装置・排水設備共通の注意点について . . . 資料5
(施設課給排水係)
- (6) 水洗化促進の各種助成制度について . . . 資料6
(施設課給排水係)
- (7) 合併処理浄化槽事業（市設置型・個人設置型）の申請の注意点について . . . 資料7
(施設課下水道施設係)

5 質疑応答

6 閉 会

栗原市水道使用水量の認定取扱要領の一部改正について

令和 5 年 4 月 1 日付けで認定取扱要領を別紙のとおり一部改正します。

《改正内容》

- 1、認定基準の「2倍以上の場合に限る」とする要件を撤廃します。
- 2、使用水量を認定する対象期間を2箇月と明記します。
- 3、認定水量の比較対象を、
改正前 「前4箇月又は前年同期」から
改正後 「前4箇月又はその前年同期4箇月」に改正します。

栗原市水道使用水量の認定取扱要領の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 略 (認定基準)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 水道使用者が給水装置の管理について、善良な管理人の注意をもつて管理した場合で、次の事項に該当するときは、使用水量の認定を行うことができる。ただし、当該使用水量が前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量を超えた場合に限る。</p> <p>(2) 略</p> <p>(認定対象期間)</p> <p>第3条 前条の規定により使用水量を認定する対象期間は、2箇月とする。</p> <p>(認定申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>(認定水量の計算)</p> <p>第5条 認定の計算は、使用者からの使用水量認定申請書及び指定給水装置工事業者からの修繕工事完了報告書等を参考にして、当該使用水量から前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量を差し引き、その水量に4分の1を乗じた水量に前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量を加えて算出するものとし、算出の結果2つの水量がある場合は、いずれか少ない水量をもって認定水量とする。ただし、当該使用水量が前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量の1.0倍を超えた部分については、1.0分の1を乗じるものとする。</p> <p>第6条 略</p>	<p>第1条 略 (認定基準)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 水道使用者が給水装置の管理について、善良な管理人の注意をもつて管理した場合で、次の事項に該当するときは、使用水量の認定を行うことができる。ただし、当該使用水量が前4箇月又は前年同期の平均使用水量の2倍以上の場合に限る。</p> <p>(2) 略</p> <p>(条追加)</p> <p>(認定申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>(認定水量の計算)</p> <p>第4条 認定の計算は、使用者からの使用水量認定申請書及び指定給水装置工事業者からの修繕工事完了報告書等を参考にして、当該使用水量から前4箇月又は前年同期の平均使用水量を差し引き、その水量に4分の1を乗じた水量に前4箇月又は前年同期の平均使用水量を加えて算出するものとし、算出の結果2つの水量がある場合は、いずれか少ない水量をもって認定水量とする。ただし、当該使用水量が前4箇月又は前年同期の平均使用水量の1.0倍を超えた部分については、1.0分の1を乗じるものとする。</p> <p>第5条 略</p>

栗原市排水設備設計指針の改定について

栗原市では、排水設備工事の基本的事項として、「栗原市排水設備設計指針」（以下、指針という）を平成20年3月に施行、運用してまいりました。

指針はこれまで改定されておらず、今回の改定は時点修正のほか、最近の管の維持管理技術向上に伴う修正のほか、これまで皆様から頂いた疑問等の内容を踏まえ改定を行いました。

詳しくは別紙、新旧対照表のとおりになりますので指針と共にご確認ください。

また、今後も皆様からの意見を随時受け付け、内容の向上を図っていきたいと考えていますので、指針の内容に係る意見、お気づきの点等があれば都度連絡いただきますようお願いいたします。



担当 上下水道部 施設課 給排水係
電話 0228-42-1133
FAX 0228-42-1149

新旧対照表

新	旧	備考																				
<p>参考資料</p> <p>目次</p> <p>1 下水道硬質塩化ビニル製ますの取扱い方法 ————— 1 1</p> <p>2 デイスポーザー排水処理システム等取扱い方法 ————— 1 2</p> <p>3 床下集合配管方式による排水設備の取り扱い方法 ————— 1 4</p> <p>4 <u>市設置型浄化槽の排水設備の留意点について</u> ————— 1 5</p>	<p>参考資料</p> <p>目次</p> <p>1 下水道硬質塩化ビニル製ますの取扱い方法 ————— 1 0</p> <p>2 デイスポーザー排水処理システム等取扱い方法 ————— 1 1</p> <p>3 床下集合配管方式による排水設備の取り扱い方法 ————— 1 3</p>																					
<p>2 適用</p> <p><u>(公社)</u> 日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」等を参考に，</p>	<p>2 適用</p> <p><u>(社)</u> 日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」等を参考に，</p>	(追加)																				
<p>4 使用する材料及び器具</p> <p>(1) 排水設備の材料及び器具は，安全性，衛生性，耐久性を有するとともに維持管理を考慮して互換性があるものとし，日本工業規格（JIS），日本農林規格（JAS），日本水道協会規格（JWWA），日本下水道協会規格（JWSAS），空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）等の規格品を使用するものとする。規格品以外を使用する場合は，あらかじめ<u>栗原市</u>と協議を行い，使用の目的及び用途に適した性能があると認められるものとする。</p> <p>(2) 一度使用した器具又は材料は，材質や強度，耐久性その他についての確な判断が困難であるので再使用しない。</p>	<p>4 使用する材料及び器具</p> <p>排水設備の材料及び器具は，安全性，衛生性，耐久性を有するとともに維持管理を考慮して互換性があるものとし，日本工業規格（JIS），日本下水道協会規格（JWSAS），空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）等の規格品を使用するものとする。規格品以外を使用する場合は，あらかじめ建設局と協議を行い，使用の目的及び用途に適した性能があると認められるものとする。</p>	(追加) (変更) (追加)																				
<p>5-2 勾配</p> <p>①排水槽の勾配は下表を標準とする。②</p> <table border="1" data-bbox="925 1590 1085 1904"> <thead> <tr> <th>管径 (単位 mm)</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>2/100以上</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>1.7/100以上</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>1.5/100以上</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>1.2/100以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(SHASE-S206-2000)</p> <p><u>農業集落排水、市設置型浄化槽は1.0/100以上でも可とする。</u></p>	管径 (単位 mm)	勾配	100	2/100以上	125	1.7/100以上	150	1.5/100以上	200	1.2/100以上	<p>5-2 勾配</p> <p>①排水槽の勾配は下表を標準とする。②</p> <table border="1" data-bbox="925 761 1085 1075"> <thead> <tr> <th>管径 (単位 mm)</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>2/100以上</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>1.7/100以上</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>1.5/100以上</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>1.2/100以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(SHASE-S206-2000)</p>	管径 (単位 mm)	勾配	100	2/100以上	125	1.7/100以上	150	1.5/100以上	200	1.2/100以上	(追加)
管径 (単位 mm)	勾配																					
100	2/100以上																					
125	1.7/100以上																					
150	1.5/100以上																					
200	1.2/100以上																					
管径 (単位 mm)	勾配																					
100	2/100以上																					
125	1.7/100以上																					
150	1.5/100以上																					
200	1.2/100以上																					
<p>5-3 トラップ，防臭器具</p> <p>排水管へ直結する器具には，臭気，下水ガス（略）</p> <p>を失いにくい構造とする。<u>トラップます使用の場合はエアークリップを設ける。</u></p>	<p>5-3 トラップ，防臭器具</p> <p>排水管へ直結する器具には，臭気，下水ガス（略）</p> <p>を失いにくい構造とする。</p>	(追加)																				

新	旧	備考
<p>5-8 阻集器 油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を妨げ、又は排水設備等を損傷、閉塞するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排出する場合は、阻集器を設けなければならない。</p> <p>(1) 阻集器の種類</p> <p>① グリース阻集器 営業用調理場等からの油脂類を凝固させ除去する。</p> <p>② オイル阻集器 給油所等</p> <p>i ガソリン供給所、給油場 ii ガソリンを貯蔵しているガレージ iii 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場 iv その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場</p> <p>③ 砂阻集器及びセメント阻集器 泥、砂、セメント等を多く含む場合に固形物を分離する。</p> <p>④ 毛髪阻集器 理髪店、美容院等の洗面先発器に取付けて毛髪等を除去する。</p> <p>⑤ 繊維くず阻集器 営業用洗濯場等に設け糸くず、布くず等を分離する。</p> <p>⑥ プラスタ阻集器 外科ギブス室や歯科技工室に設け、プラスタや貴金属等の不溶性物質を分離する。</p> <p>(2) グリース・オイル阻集器の選定 グリース阻集器及びオイル阻集器の選定にあたっての基準として、給排水衛生設備基準・同解説空気調和・衛生工学会規格SHASE-S206-2009の9.2.6.4阻集器や空気調和・衛生工学会規格SHASE-S217-2016「グリース阻集器」の選定方法及び空気調和・衛生工学会規格SHASE-S221-2012「オイル阻集器」の選定方法を参考にされたい。</p> <p>(3) 阻集器の維持管理</p> <p>① 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的（通常グリースは1週間に1回程度）に除去しなければならない。</p> <p>② 阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用をする場合はこの限りではない。</p>	<p>5-8 阻集器 油脂類、土砂、その他公共下水道施設及び排水設備に支障となる下水を多量に排出する箇所には阻集器を設置する。</p>	<p>(変更) (新設)</p>

新	旧	備考																						
<p>(4) 阻集器の設置届 (除害施設設置届) 阻集器を設置する者は、除害施設設置届 (様式第9号 (規程第10条関係)) を提出する。</p> <p>5-10 排水槽</p> <p>② 排水槽のポンプは、故障に備えて複数台を設置する。ポンプの運転は、水位計により、交互運転とする。また、警報装置を設置することが望ましい。</p> <p>6-4 排水管の土かぶり、埋め戻し等 排水管の最小土かぶりは、公道内では60cm以上、宅地内では20cm以上を標準とする。 排水管の基礎は、5cm以上の砂基礎とする。 排水管及びびます設置後は砂及び良質土を用いて埋め戻しを行う。埋め戻しにあたっては空隙が生じないよう、また埋設物等が破損しないよう入念な突き固めを行う。 ※やむを得ず、露出管部分が発生する場合は事前に協議し、露出部が最小になるように設計する。 ・露出部は原則VP管を使用すること。 ・現場状況によっては衝撃防止のカバー等を設けることを検討する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>																							
<p>図-3 便所の会合ますの位置</p> <p>* 樹脂製普通ますの場合は45° Yを使用する (小口径ますは段差付き45° Yを使用)</p>	<p>図-3 便所の会合ますの位置</p> <p>* 樹脂製普通ますの場合は45° Yを使用する (小口径ますは段差付きを使用)</p>	<p>(追加)</p>																						
<p>② 小口径ます</p> <table border="1" data-bbox="1043 1352 1262 2101"> <thead> <tr> <th>内径 (cm)</th> <th>深さ (cm)</th> <th>会合可能本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>汚水</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>150まで</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>200まで</td> <td>4本</td> </tr> </tbody> </table>	内径 (cm)	深さ (cm)	会合可能本数	15	汚水	4本	20	150まで	4本	20	200まで	4本	<p>② 小口径ます</p> <table border="1" data-bbox="1043 495 1254 1223"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内径 (cm)</th> <th>深さ (cm)</th> <th rowspan="2">会合可能本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>90まで</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>120まで</td> <td>4本</td> </tr> </tbody> </table>	内径 (cm)	深さ (cm)	会合可能本数	汚水	15	90まで	4本	20	120まで	4本	<p>(変更)</p>
内径 (cm)	深さ (cm)	会合可能本数																						
15	汚水	4本																						
20	150まで	4本																						
20	200まで	4本																						
内径 (cm)	深さ (cm)	会合可能本数																						
	汚水																							
15	90まで	4本																						
20	120まで	4本																						

新	旧	備考
<p>(5) ふた ふたは、日本下水道協会等の規格品を使用し、土地の利用形態に応じてその荷重等に耐えられるものを使用する。汚水ますのふたは臭気防止のため密閉ふたとす ますを駐車場等の車両通行など大きな荷重が働く場所で使用する場合は、荷重に応じた鋳鉄製の防護ふた等を使用する。</p>	<p>(5) ふた ふたは、日本下水道協会等の規格品を使用し、土地の利用形態に応じてその荷重等に耐えられるものを使用する。汚水ますのふたは臭気防止のため密閉ふたとす</p>	(追加)
<p>6-6 排水管の接続 排水管と排水管を接続するときは、双方の管の中心線に合致されるときにも、管底にくいちがいを生じないよう管材に適した接合剤を用いて接続する。 (削除)</p>	<p>6-6 排水管の接続 排水管と排水管を接続するときは、双方の管の中心線に合致されるときにも、管底にくいちがいを生じないよう管材に適した接合剤を用いて接続する。 また、雨水ますに普通ますを用いる場合、ますと雨水管及び雨といの接合は、シール材による接合は行わず、ゴムパッキンを用いて行うものとする。</p>	(削除)
<p>6-8 公共ますへの接続 排水管を公共下水道のますに接続するときはインバートの上流端に、公共下水道のマンホールに接続するときはその壁の下部に接続させる。 落差が大きい場合はドロップますによる接続を行う。(図-5) 現場条件の不良により、ホルソナーでの施工が必要な場合は事前(申請前)に協議すること。 ・ホルソナーは1公共ますに、1つまでとし、規格品のホルソナー受け口を使用する。</p>	<p>6-8 公共ますへの接続 排水管を公共下水道のますに接続するときはインバートの上流端に、公共下水道のマンホールに接続するときはその壁の下部に接続させる。</p>	(追加)
<p>7 屋外洗い場排水管の接続先 住宅の屋外洗い場の排水管は、雨水が直接侵入(吹き込みも含む)する構造のものについては雨水管に接続する。ただし、下記の事例のように、日常として洗濯及び調理等による下水を排除する場合は、その排水管は汚水管に接続する。この場合、周囲の地表面等から雨水が流入しないような構造とする。 ※事業所の屋外洗い場の排水管は、汚水管に接続する。 □住宅において汚水管に排除する事例 ① 洗濯及び調理等の排水 ② 臭気等を伴う排水 ③ ゴミ集積所の洗浄(水道給水栓設置による)排水</p>	<p>7 屋外洗い場排水管の接続先 住宅の屋外洗い場の排水管は、雨水が直接侵入(吹き込みも含む)する構造のものについては雨水管に接続する。ただし、下記の事例のように、日常として洗濯及び調理等による下水を排除する場合は、その排水管は汚水管に接続する。この場合、周囲の地表面等から雨水が流入しないような構造とする。 ※事業所の屋外洗い場の排水管は、汚水管に接続する。 □住宅において汚水管に排除する事例 ① 洗濯及び調理等の排水 ② 臭気等を伴う排水 ③ ゴミ集積所の洗浄(水道給水栓設置による)排水</p>	(削除)
<p>9 除害施設の設置 下水道法では、次にあげる下水を排除して公共下水道を使用する者に対して、排除を制限し、あるいは除害施設の設置を義務づけている。 (1) 下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのある下水 (2) 公共下水道からの放流水の水質を法第8条に規定する技術上の基準に適合させることが困難な下水 除害施設は「下水道排水設備指針と解説」等に基づき設置する。</p>	<p>9 除害施設の設置 除害施設は「栗原市下水道除害施設設置指針」に基づき設置する。</p>	(追加) (変更)

新	旧	備考
<p>10 図面の作成 設計図は、位置図、平面図、縦断面図、構造物詳細図その他の図面により構成する。作成にあたっては「下水道排水設備指針と解説」作成例を参照する。</p> <p>市設置型浄化槽の排水設備の留意点</p> <p>1 目的 この要領は、栗原市戸別合併処理浄化槽設置事業（以下、「市設置浄化槽」という。）の排水設備に適応する。</p> <p>2 設置及び管理義務 市設置浄化槽申請者及び相続人その他の一般継承人（以下、「申請者等」という。）は当該建物の汚水を市設置浄化槽に流入させるために必要な汚水管その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置し、管理しなければならない。</p> <p>3 排水設備等設置の申請 栗原市戸別合併処理浄化槽条例（以下、「条例」という。）及び栗原市戸別合併処理浄化槽条例施行規程（以下、「施行規程」という。）に基づき申請すること。</p> <p>4 排水設備の設置基準 施行規程第6条の規定に基づき設置する。 ただし、第6条第1項第2号の適切な勾配とは1%以上とする。</p> <p>5 放流管について 栗原市では、処理水の放流管についても排水設備と位置づけられているため、最終放流先までは「4排水設備の設置基準」に基づき設置すること。 5-1 最終放流先の例</p> <p>①公共の放流先 河川、水路、道路側溝等。</p> <p>※注意 申請者等が占用許可、使用許可申請を行い管理者の指示に従う。</p> <p>②その他の放流先 敷地内の雨水ます、水路・側溝。ただし、その排水が①公共の放流先に排水されていること。</p> <p>※注意 申請図面、完成図面は①公共の放流先まで表示すること。</p>	<p>10 図面の作成 設計図は、位置図、平面図、縦断面図、構造物詳細図その他の図面により構成する。作成にあたっては別に添付する設計図の記号及び平面図作成例を参照する。</p> <p>掲載</p>	<p>(変更)</p> <p>(新設)</p>

新	旧	備考
<p>5-2 放流管は浄化槽へ逆流しないよう留意し設計施工すること。</p> <p>① 放流先（側溝や水路）の高水位より高い位置から放流する。</p> <p>② 放流先が暗渠となる場合は、事前に維持管理用のますを設置すること。</p> <p>③ 自然流下での放流ができない場合、申請者等の負担により放流ポンプ、臭突管を設置する。</p> <p>5-3 処理水の雨水合流</p> <p>処理水を既設又は新設の雨水ますに放流する際は以下の条件を満たすよう設計施工すること。</p> <p>① 雨水ます等から、浄化槽内の臭気が漏れないよう措置する。</p> <p>② 雨水排水管に消毒剤から発生する塩素ガスが逆流しないよう措置する。</p> <p>封水により措置する場合は塩素濃度の高い処理水ではなく、雨水で封水すること。</p> <p>例1) 合流ますにおいて、雨水トラップを使用する。</p> <p>例2) 合流ますの1つ上流側の雨水ますで、エルボ返しによる封水。</p> <p>6 その他関係法令</p> <p>次にあげる法令を基準に適切な排水設備を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号） ・ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） ・ 建築物に設ける飲料水の配管施設及び排水のための配管設備の構造方法を定める件（昭和50年12月20日建設省告示第1597号） 		(新設)

栗原市排水設備設計指針



令和5年4月

栗原市上下水道部施設課

目 次

□ 栗原市排水設備設計指針

1	目的	1
2	適用	1
3	排水設備の基本	1
4	使用する材料及び器具	1
5	屋内排水設備	1
6	屋外排水設備	5
7	屋外洗い場排水管の接続先	9
8	附帯設備の設置	9
9	除害施設の設置	9
10	図面の作成	10
11	準用	10

参考資料

1	下水道硬質塩化ビニル製ますの取扱い方法	11
2	ディスポーザー排水処理システム等取扱い方法	12
3	床下集合配管方式による排水設備の取り扱い方法	14
4	市設置型浄化槽の排水設備の留意点について	15

栗原市排水設備設計指針

(平成20年 3月 日上下水道部 決裁)

(令和 5年 3月15日上下水道部 決裁)

1 目的

この指針は、栗原市下水道条例（平成17栗原市条例第234号。以下「条例」という。）に基づく排水設備等の新設等の工事（以下「工事」という。）に関し技術的な指針を定め、工事の設計審査及び竣工検査の適性な施行を図ることを目的とする。

2 適用

排水設備の設置又は構造については、関係法令及び条例第3条に規定する技術的な基準のほか、この指針によるものとする。ただし、これらに定めのない事項については、**(公社)**日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」等を参考に、建築物の用途及び環境等の条件を考慮し適切な方法で工事を行うものとする。

3 排水設備の基本

- (1) 排水設備は、土地や建物等からの下水を公共下水道に支障なく、衛生的に排除するものでなければならない。その構造は耐久性、耐震性を有し維持管理が容易であるものとする。
- (2) 排水設備は、当該区域の排除方式（分流式）に合わせ適切に設置しなければならない。

4 使用する材料及び器具

(1) 排水設備の材料及び器具は、安全性、衛生性、耐久性を有するとともに維持管理を考慮して互換性があるものとし、日本工業規格（JIS）、**日本農林規格（JAS）**、**日本水道協会規格（JWWA）**、日本下水道協会規格（JSSWS）、空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）等の規格品を使用するものとする。規格品以外を使用する場合は、あらかじめ**栗原市**と協議を行い、使用の目的及び用途に適した性能があると認められるものを使用するものとする。

(2) 一度使用した器具又は材料は、材質や強度、耐久性その他についての確な判断が困難であるので再使用しない。

5 屋内排水設備

5-1 屋内排水管の計画

- (1) 排水管の計画は、関係法令、建築物の用途、構造、施工性、維持管理等を考慮し定める。

排水管の内径は、定常流量法（SHASE-S206-2000（給排水衛生設備基準・同解説））及び器具排水負荷単位法等によって算定し決定する。

- (2) 排水管の計画にあたっては、次の点に留意する。

- ① 排水系統に行き止まりとなるような配管をしない。ただし、掃除口とする場合はこの限りでない。
- ② 排水横枝管は、排水立て管の45°を超えるオフセットの上部より上方、又は下部より下方にそれぞれ60cm以内で排水立て管に接続しない。
- ③ 伸頂通気方式の場合は、排水立て管に原則としてオフセットを設けず、排水立て

管の長さは30m以内とし、排水横主管の水平曲がりには排水立て管底部より3m以内には設けない。

- ④ 同一排水立て管系統の最下階排水横枝管は、直接立て管に接続せず、単独にますまで配管するか、横主管上で立て管底部から3m程度距離を設けて接続する。
- ⑤ 排水立て管に集合管（汚水と雑排水を合流）を使用する場合は、排水負荷に応じた管径を選定し、横枝管との会合部は円滑に合流する継ぎ手を使用する。

5-2 勾配

排水横管の勾配は下表を標準とする。

管 径 (単位 mm)	勾配
100	2/100 以上
125	1.7/100 以上
150	1.5/100 以上
200	1.2/100 以上

(SHASE-S206-2000)

農業集落排水、市設置型浄化槽については1.0/100以上でも可とする。

5-3 トラップ、防臭器具

排水管へ直結する器具には、臭気、下水ガス、衛生害虫等の侵入を防止するため原則として器具トラップを設ける。トラップの封水深は5cm以上10cm以下とし、封水を失いにくい構造とする。トラップます使用の場合はエアーキャップを設ける。

器具排水管と他の排水管（横管、立て管）を接続する箇所では臭気漏れの恐れがある箇所には、防臭リング等の器具を取り付ける。

5-4 ストレーナー

浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるのに必要な直径8mmの球が通過しない大きさのストレーナーを設ける。

5-5 掃除口

屋内排水管には、管内を清掃できるよう掃除口を設ける。

掃除口は、横枝管、横主管の起点や延長が長い箇所の途中、排水管が45°を超える角度で方向を変える箇所、立て管の最下部付近、排水横主管と屋外排水管の接続箇所に近いところ（ますで代用してもよい。）に設置する。また、掃除口の周囲には容易に掃除ができるよう必要な空間を確保する。掃除口が隠ぺい部となる場合は掃除に支障のないよう点検口を設ける。

5-6 間接排水

食品関係機器及び医療関係機器その他の下水の逆流並びに下水ガス及び害虫の侵入等による衛生上の障害が生じる恐れのある箇所の排水は、適切な排水口空間を設けた間接排水とする。

5-7 通気

排水によって管内の圧力差による封水の破壊や流水障害が発生する恐れのある排水管には通気管を設ける。通気管の最小管径は30mmとする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は50mm以上とする。

通気配管の計画にあたっては、次の点に留意する。

- ① 各個通気方式及びループ通気方式には、必ず通気立て管を設ける。

- ② 排水立て管は、上部を延長して伸頂通気管とし、大気中に開口する。
- ③ 伸頂通気管及び通気立て管は、その頂部で通気主管に接続し、1箇所で大気中に開口してもよい。
- ④ 間接排水系統及び特殊排水系統の通気管は、他の排水系統の通気管に接続せず単独かつ衛生的に大気中に開口する。間接排水系統及び特殊排水系統が2系統以上ある場合も同様とする。
- ⑤ 通気立て管の上部は管径を縮小せず延長し、その上端は単独に大気中に開口するか最高位の器具のあふれ縁から150mm以上高い位置で伸頂通気管に接続する。
- ⑥ 通気立て管の下部は管径を縮小せず、最低位の排水横枝管より低い位置で排水立て管又は排水横主管に接続する。
- ⑦ 屋根を貫通する通気管は、屋根から150mm以上立ち上げて大気中に開口する。ただし、屋根を庭園、運動場、物干し等に使用する場合は、屋上を貫通する通気管は屋上から2m以上立ち上げて大気中に開口する。
- ⑧ 通気管の末端が建物の出入口、窓、換気口等の付近になる場合は、これらの換気用開口部の上端から600mm以上立ち上げて大気中に開口する。これができない場合は、換気用の開口部から水平に3m以上の離隔を設ける。また、通気管の末端は建物の張出部の下方に開口しない。
- ⑨ 排水横枝管から通気管を取り出すときは、排水管の垂直中心線上部から鉛直又は鉛直から45°以内の角度とする。

5-8 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を妨げ、又は排水設備等を損傷、閉塞するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排出する場合は、阻集器を設けなければならない。

(1) 阻集器の種類

① グリース阻集器

営業用調理場等からの油脂類を凝固させ除去する。

② オイル阻集器

給油所等

i ガソリン供給所、給油場

ii ガソリンを貯蔵しているガレージ

iii 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場

iv その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場

③ 砂阻集器及びセメント阻集器

泥、砂、セメント等を多く含む場合に固形物を分離する。

④ 毛髪阻集器

理髪店、美容院等の洗面先発器に取付けて毛髪等を除去する。

⑤ 繊維くず阻集器

営業用洗濯場等に設け糸くず、布くず等を分離する。

⑥ プラスチック阻集器

外科ギブス室や歯科技工室に設け、プラスチックや貴金属等の不溶性物質を分離する。

(2) グリース・オイル阻集器の選定

グリース阻集器及びオイル阻集器の選定にあたっての基準として、給排水衛生設備基準・同解説空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S206-2009 の 9.2.6.4 阻集

器や空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S217-2016「グリース阻集器」の選定方法及び空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S221-2012「オイル阻集器」の選定方法等を参考にされたい。

(3) 阻集器の維持管理

- ① 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的（通常グリースは1週間に1回程度）に除去しなければならない。
- ② 阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用をする場合はこの限りではない。

(4) 阻集器の設置届（除害施設設置届）

阻集器を設置する者は、除害施設設置届〔様式第9号（規程第10条関係）〕を提出する。

5-9 雨水排水

屋根及びベランダ等に降った雨水は、雨とい等を経由して排除し、適切に分流する。

5-10 排水槽

下水を自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置し排水ポンプで排出する。

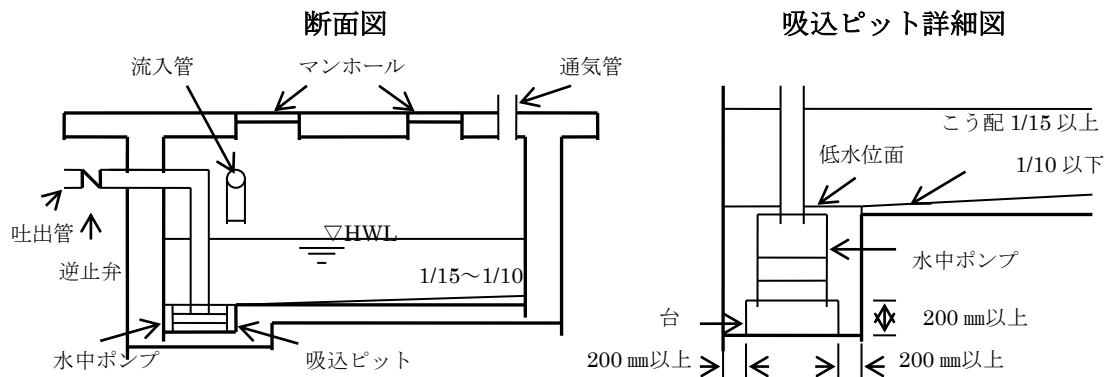
排水槽設置にあたっては、次の点に留意する。

- ② 排水槽は、原則として汚水、雑排水、湧水別に設置するのが望ましい。
- ② 排水槽のポンプは、故障に備えて複数台を設置する。ポンプの運転は、水位計により、交互運転とする。また、警報装置を設置することが望ましい。
- ③ ポンプ送水管と自然流下系排水管の接合はまず接合とし、会合部は逆流及び跳ね水等を防止し円滑に流下するよう合流角度及びインバートの形状を考慮する。
なお、ポンプ送水管を公共ますに直接接続することはできない。
- ④ 腐敗等による悪臭発生防止のため必要ある場合には、ばっ気装置又はかくはん装置を設ける。
- ⑤ 排水槽には保守点検用のマンホールを設ける。マンホールは密閉型ふた付きで内径60cm以上とする。酸素欠乏を防止するため2箇所以上設けるのが望ましい。
- ⑥ 排水槽底部に吸い込みピットを設け、ピットに向かって1/15以上、1/10以下の勾配を設ける。排水ポンプの停止水位は、吸い込みピットの上端以下とし、下水及び汚物ができるだけ排水できるように設定する。
- ⑦ ポンプの吸い込み部の周囲及び下部に20cm程度の離隔をもたせる。
- ⑧ ポンプ施設には逆流防止機能を備える。

排水槽の有効容量は次式により算定する。

$$\text{有効容量 (m}^3\text{)} = \frac{\text{建築物 (地階部分) の1日平均排出量 (m}^3\text{)}}{\text{建築物 (地階部分) の1日当たり給水時間 (時)}} \times 2.0 \sim 2.5$$

排水槽の構造及び設備は下図を参照する。



6 屋外排水設備

6-1 屋外排水管の計画

排水管の排水系統、配管経路等の計画は、下水の水量及び排出箇所、公共ます等の位置、敷地の形状及び利用状況、維持管理等を考慮して定める。

6-2 污水管の内径と勾配

汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の排水人口の区分に応じた内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3 m以下のものの内径は、75 mm以上とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径及び勾配 (内径の単位 mm)
150未満	100以上 (勾配100分の2以上)
150以上300未満	125以上 (勾配100分の1.7以上)
300以上500未満	150以上 (勾配100分の1.5以上)
500以上	200以上 (勾配100分の1.2以上)

勾配の上限は100分の20とする。ただし、急勾配の区間が長いと流水の衝撃で施設が損傷する恐れがあることから、急勾配の区間は最小の範囲とする。

上表の勾配により難しい場合は、**管内流速を0.6~1.5 m/秒とする範囲で勾配を設定**することができる。

落差調整を行う場合において、最小落差未満によりドロップますが使用できない箇所では勾配の上限の100分の20の範囲でますに接続する。ただし、その区間はます間距離1 m程度の範囲に限る。

私道排水設備 (私道等に設けられ、複数の設置者が共同で使用する排水設備) の場合の内径は、計画一日最大汚水量に時間的な変動を考慮して計画時間最大汚水量を算定し決定する。

6-3 排水管の位置

排水管の配管位置は、污水管と雨水管が並行する場合は原則として污水管を建物側とする。污水管と雨水管が交差する場合は雨水管が上になるよう配管する。

排水管と他の管、構造物と並行する場合の離隔及び交差した場合の離隔は、維持管理に支障ないよう必要な距離を確保する。なお、私道排水設備においては、原則として、並行する場合の離隔は30 cm以上、交差する場合の離隔は10 cm以上の距離を確保する。ただし、他の埋設物等の管理者が定める基準がある場合は協議のうえ決定す

る。

6-4 排水管の土かぶり、埋め戻し等

排水管の最小土かぶりは、公道内では60cm以上、宅地内では20cm以上を標準とする。

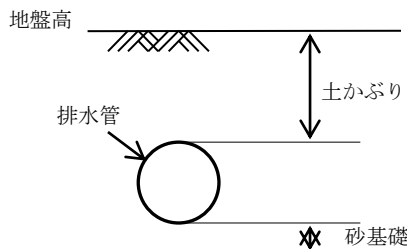
排水管の基礎は、5cm以上の砂基礎とする。

排水管及びます設置後は砂及び良質土を用いて埋め戻しを行う。埋め戻しにあたっては空隙が生じないように、また埋設物等が破損しないよう入念な突き固めを行う。

※やむを得ず、露出管部分が発生する場合は事前に協議し、露出部が最小になるように設計する。

- ・露出部は原則VP管を使用すること。
- ・現場状況によっては衝撃防止のカバー等を設けることを検討する。

図-2 排水管の土かぶり等



	宅地内	公道内
土かぶり	20 cm以上	60 cm以上
砂基礎	5 cm以上	10 cm以上
埋め戻し	砂及び良質土	管の周囲 10 cm 以上砂埋め戻し

注) 上記とは別に道路管理者の指示がある場合はその指示によること。

6-5 ます

ますの設置場所、材質、形状等は次の点を考慮して決定する。

(1) 設置場所

ますは、排水管の起点、終点、会合点、屈曲点、著しく勾配の変化する箇所、排水管の延長が管内径の120倍を超えない範囲内その他維持管理上で必要な箇所に設置する。ただし、マンホールを設置する場合で、清掃車両が容易に進入できるなど維持管理に支障ないと判断されるときは、マンホールの最大間隔を50mとすることができる。

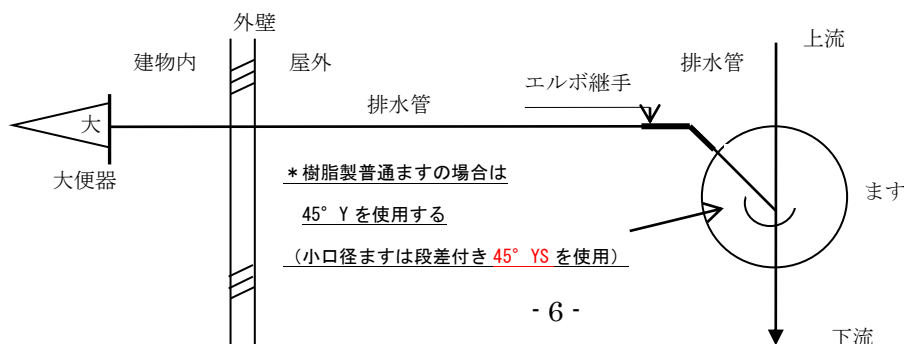
最終柵は維持管理等を考慮して、官民境界より1m以内に設けるものとする。

屋内排水管と屋外排水管が接続する箇所の近い地点にますを設ける。設置する位置は建築物の外壁等から1~2m以内を原則とする。

雨どいに接続する排水管の延長が3mを超える場合は、3m以内の箇所にますを設ける。

大便器からの排水が合流するますは、その排水が上流側に逆流しないよう鋭角に合流するよう下流側にますを設ける。(図-3参照)

図-3 便所の会合ますの位置



私道排水設備で、個別の排水設備が共同の排水管に接続する箇所には原則としてますを設置する。ただし、共同の排水管の内径が150mm以上の場合で、共同の排水管にマンホールを使用する場合及び取り付け管部の勾配が急勾配でます接合が好ましくない場合は、ます等を設置せず管接続とすることができる。この場合、下水が円滑に合流するよう適切な材料を用いて接続させるものとする。

(2) 材質

ますの材質は、鉄筋コンクリート、プラスチック等とし、日本工業規格、日本下水道協会規格、プラスチック・マンホール協会規格の規格品及びこれらと同等以上の性能を有する物で、事前に建設局の承認を受けたものとする。

(3) 形状等

ますの内径及び内のり（以下「内径」という）は15cm以上の円形及び角形とする。

ますは、汚水ますにあっては内径30cm以上を普通ますといい、内径20cm以下を小口径ますという。

(4) 内径と深さの基準及び会合可能本数

ますの内径と深さの基準及び会合可能本数は次の表の区分による。

①普通ます

内径又は内のり (cm)	深さ (cm)	会合可能本数
30	60まで	3本
35, 36, 40	90まで	4本
45	120まで	5本
60	150まで	5本

注) 1 汚水ますは地表面からの下流側の管底までをますの深さとする。

2 会合可能本数は、会合する排水管の管径が100mm以下の場合を示す。管径等条件が異なる場合は別途考慮する。

② 小口径ます

内径 (cm)	深さ (cm)	会合可能本数
	汚水	
15	<u>150</u> まで	4本
20	<u>200</u> まで	4本

(5) ふた

ふたは、日本下水道協会等の規格品を使用し、土地の利用形態に応じてその荷重等に耐えられるものを使用する。汚水ますのふたは臭気防止のため密閉ふたとする。

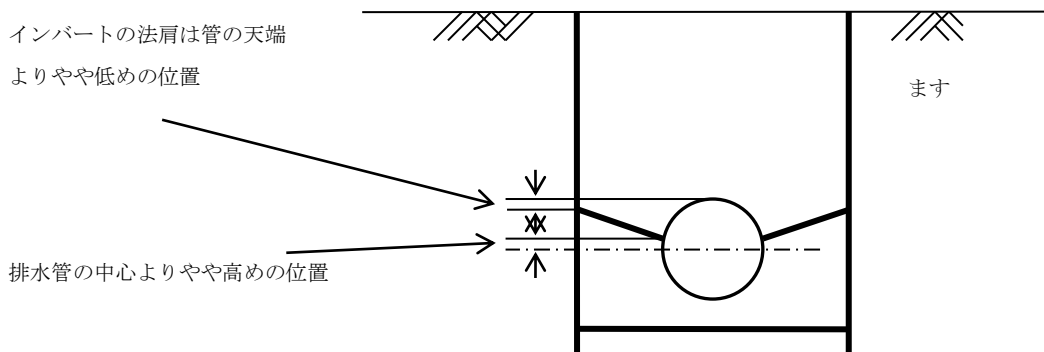
プラスチック製ますを駐車場等の車両通行など大きな荷重が働く場所で使用する場合は、荷重に応じた鋳鉄製の防護ふた等を使用する。

(6) 底部

コンクリート製の汚水ますの底部には、原則としてインバートを設置する。(図-4参照)

ますの上流側管底と下流側管底との間には、原則として2cm程度の落差を設けインバートで滑らかに接続する。また、便所からの排水が直接流入する箇所のますには3cm以上の落差を設けるのが望ましい。

図-4 インバートの設置



(7) 基礎

ますの種類等を考慮し適切な基礎を施す。

コンクリート製の既製ますには、良質地盤の場合5 cm程度の砂利又は砂等で、プラスチック製ますには、良質地盤で5 cm以上の砂で基礎を施す。地盤が軟弱な場合は土壌を砕石等で置き換え、不等沈下を防ぐ措置をする。

(8) 特殊ます

著しく勾配が変化し落差調整の必要がある場合は、ドロップますを使用する。ドロップますの底部の曲がり管は、下水を円滑に排水できるよう大曲りエルボ等を使用する。

既設の改造工事等で器具トラップが設置できない場合は、トラップますを設置する。ただし、トラップますを使用する場合は、流入する排水系統の一部に器具トラップが設置(二重トラップ)されることのないよう注意する。

このトラップますに便所からの排水管を接続してはならない。

(9) マンホール

排水設備にマンホールを使用するときは、「栗原市下水道設計マニュアル」で定める構造に準ずるものとする。(蓋には市のマークを入れないこと!)

(10) 小口径ますの取扱い

小口径ますを使用するときは、別に定める「下水道用硬質塩化ビニル製ますの取り扱い方法」によるものとする。

6-6 排水管の接続

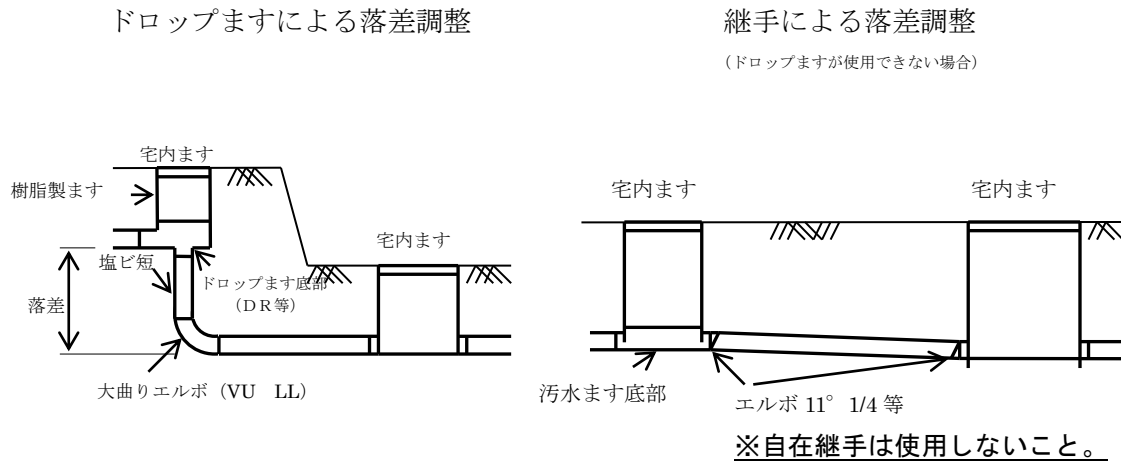
排水管と排水管を接続するときは、双方の管の中心線に合致されるとともに、管底にくいちがいを生じないよう管材に適した接合剤を用いて接続する。

~~また、雨水ますに普通ますを用いる場合、ますと雨水管及び雨といの接合は、シーリング材による接合は行わず、ゴムパッキンを用いて行うものとする。~~

6-7 排水管の落差調整

著しく勾配が変化する場所には落差調整のためドロップますを設置するが、変化が軽微でドロップますの設置が困難な場合は、変化する始点のますの下流側直近の位置及び終点のますの上流側直近の位置にエルボ 11° 1/4 等を縦断方向に使用して落差調整をする。(図-5 参照)

図-5 落差調整の方法



6-8 公共ますへの接続

排水管を公共下水道のますに接続するときはインバートの上流端に、公共下水道のマンホールに接続するときはその壁の下部に接続させる。

落差が大きい場合はドロップますによる接続を行う。(図-5)

現場条件の不良により、ホルソーでの施工が必要な場合は事前(申請前)に協議すること。

ホルソーは1つの公共ますに、1つまでとし、規格品のホルソー受け口を使用する。

7 屋外洗い場排水管の接続先

住宅の屋外洗い場の排水管は、雨水が直接侵入(吹き込みも含む)する構造のものについては雨水管に接続する。~~ただし、下記の事例のように、日常として洗濯及び調理等による下水を排除する場合は、その排水管は污水管に接続する。この場合、周囲の地表面等から雨水が流入しないような構造とする。~~

※事業所の屋外洗い場の排水管は、污水管に接続する。

~~住宅において污水管に排除する事例~~

- ~~① 洗濯及び調理等の排水~~
- ~~② 臭気等を伴う排水~~
- ~~③ ゴミ集積所の洗浄(水道給水栓設置による)排水~~

8 附帯設備の設置

ディスポーザー単体設備等、排水設備及び公共下水道施設に支障をきたす恐れのある機器は設置しないこと。なお、ディスポーザー排水処理システム等を設置する場合は、栗原市ディスポーザー排水処理システム等取扱い方法によるものとする。

9 除害施設の設置

下水道法では、次にあげる下水を排除して公共下水道を使用する者に対して、排除を制限し、あるいは除害施設の設置を義務づけている。

- (1) 下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのある下水
- (2) 公共下水道からの放流水の水質を法第8条に規定する技術上の基準に適合させることが困難な下水

除害施設は「下水道排水設備指針と解説」等に基づき設置する。

10 図面の作成

設計図は、位置図、平面図、縦断図、構造物詳細図その他の図面により構成する。作成にあたっては「下水道排水設備指針と解説」作成例を参照する。

数値基準		例	
距離	m	小数 2 位	3.25
深さ	cm	単位	60
勾配	%	小数 1 位	2.2/100
管径	mm	単位	VU100
ます内径	cm	単位	φ 40
内法	cm	単位	35

11 準用

この指針に掲げる事項は、栗原市下水道条例（平成 17 栗原市条例第 234 号）及び栗原市農業集落排水事業条例（平成 17 年栗原市条例第 号）に定める排水設備の新設等の工事について準用する。

附則

この指針は、平成 20 年 3 月 31 日から準用する。
令和 5 年 4 月 1 日改定

下水道用硬質塩化ビニル製ますの取扱い方法

排水設備に下水道用硬質塩化ビニル製ます（以下「小口径ます」という。）を使用する場合のます等の取扱い方法は、次のとおりとする。

1 汚水ます

(1) 汚水ますの使用

小口径ますを使用する場合は、その特性を認識のうえ、建築物の用途、排水量、維持管理等を考慮して計画する。

(2) ますの規格

小口径ますとして使用できるますは、日本下水道協会規格（K-7）、プラスチック・マンホール協会規格、その他建設局の承認したものに限る。ただし、やむを得ない理由で規格品以外を使用する場合は、あらかじめ建設局と協議するものとする。

(3) ますの内径と深さの基準及び会合可能本数

内径 (cm)	深さ (cm)	会合可能本数
15	150まで	4本
20	200まで	4本

(4) 使用条件及び留意事項

- ① 大便器からの排水が直接会合する箇所及びその下流側でほかの排水系統と合流する箇所には、逆流を防止するため、合流段差付ます（45° YS、WLS）を使用する。なお、起点が大便器からの排水の場合は45° 曲がります（45° L）を使用する。また、既存住宅の水洗切り替え工事を行う場合、段差付きますを使用すると勾配の確保が困難なときは、45° 合流ます（45° Y）を使用することができる。
- ② 3階建て（専用住宅を除く）以上の大型建築物における雑排水系統の会合箇所には、逆流を防止するため合流段差付きます（45° YS、WLS）を使用するよう努めるものとする。
- ③ ますの基礎は、良質地盤では5cm程度の砂基礎とする。また、地盤が軟弱な場合は土壌を砕石等で置き換え、不等沈下を防ぐ措置をする。
- ④ 小口径ますをポンプ送水管の開放ますとして使用しない。
- ⑤ トラップます（UT）を使用する場合は、トラップ上部に掃除口を設ける。
- ⑥ 小口径ますの上部は、整地盤と水平になるよう仕上げる。
- ⑦ 小口径ますの上部が車両の乗り上げ等で損傷する恐れがある場合は、防護ふたを用いて保護する。

栗原市ディスポーザ排水処理システム等取扱い方法

(平成20年3月 日上下水道部長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、公共下水道及び農業集落排水施設の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム等（以下「システム」という。）の取扱いに関して必要な事項を定め、システムの適切な使用と維持管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) システム

生ごみを分解処理し、その排水を公共下水道、地域下水道又は農業集落排水施設へ排除する機器の総体であって、平成12年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）以前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく配管設備として国土交通省（旧建設省）が認定したもの、又は社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(以下「基準(案)」という。）」に適合すると評価機関の評価を受けたものをいう。

(2) メーカー

システムについて国土交通省（旧建設省）の認定を受けた者又は基準(案)に適合すると評価機関の評価を受けた者をいう。

(3) 使用者

システムの維持管理に最終的に責任を負う者で、次に掲げるものをいう。

- ① 戸建住宅の所有者又は賃借人
- ② 賃借集合住宅の所有者
- ③ 分譲集合住宅の所有者又は管理組合等の代表者
- ④ その他

(排水設備の計画の確認)

第3条 システムの新設又は変更を行なおうとする者（以下「申請者」という。）は、栗原市下水道条例（平成17栗原市条例第234号。以下「下水道条例」という。）第4条又は栗原市農業集落排水事業条例（平成17年栗原市条例第 号。以下「農業集落排水条例」という。）第 条の規定に基づき、排水設備等計画確認申請書に必要な書類を添付して市長の確認を受けなければならない。

(維持管理に関する指導)

第4条 市長は、下水道条例第4条又は農業集落排水条例第 条に基づく計画の確認を行なう場合には、申請者に対し次の事項の遵守を求めるものとする。なお、申請者と使用者が異なる場合は使用者に対し遵守を求めるものとする。

- (1) 当該システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること

- (2) 当該システムが適切に維持管理されていることを確認するため、専門の維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。なお市長が必要と認めるときは、この資料を提出すること
- (3) 当該システムから発生する汚泥等のうち一般廃棄物又は産業廃棄物として認定されるものを収集、運搬、処理、処分することについては、市の廃棄物担当部局の指導に基づいて行なうこと
- (4) 市長が行なう維持管理に関する指導に協力すること

(使用者の地位の承継)

第5条 当該システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた者が当該システムの適切な維持管理を行なうことの地位を承継する。

(メーカーに対する指導)

第6条 市長は、メーカーに対し、必要があると認めるときは、次の事項を指導する。

- (1) システムの販売に当たり、使用者に対し、当該システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること
- (2) 市長が行なう維持管理に関する指導に協力すること

(システムの使用前の確認)

第7条 申請者は、システムの設置が完了したときは速やかに報告し、市長が必要と認めるときは、設置状況について使用前の確認を受けるものとする。

床下集合配管（ヘッダー）方式による排水設備の取り扱い方法

あらかじめ製造メーカー等から床下集合配管用部材等の提出を受け、その基本的な仕様に不具合が認められない場合において、排水設備等計画確認申請書に仕様を添付して、確認申請を受け付ける。

◇確認申請の手順

- ①床下集合配管設備仕様書を提出する。

◇竣工届出の手順

①工事写真の撮影

点検口及び床下集合部の状況を写真撮影し、完成届に添付。

写真は、**確認番号を記載した工事看板等**を入れて次の箇所を撮影する。

●**点検口部**：点検口の蓋を開けた状態で、間口・深さの寸法が判読できるようにスケールを当てて撮影する。

●**床下集合配管部**：集合部分ごとに、勾配の状況、掃除口の有無、行き止まり配管の有無を確認できるよう撮影する。

◇完成検査の留意事項

検査の現地確認においては、点検口及び床下集合部の据え付け状況等を目視する場合があるので、市から**屋内も確認する旨通知があった場合は**、屋内に立ち入りができるようあらかじめ所有者等に承諾を得ること。

※承諾が得られていない場合には、検査を中止する場合もあるので注意すること

市設置型浄化槽の排水設備の留意点

1 目的

この要領は、栗原市戸別合併処理浄化槽設置事業（以下、「市設置浄化槽」という。）の排水設備に適応する。

2 設置及び管理義務

市設置浄化槽申請者及び相続人その他の一般継承人（以下、「申請者等」という。）は当該建物の汚水を市設置浄化槽に流入させるために必要な污水管その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置し、管理しなければならない。

3 排水設備等設置の申請

栗原市戸別合併処理浄化槽条例（以下、「条例」という。）及び栗原市戸別合併処理浄化槽条例施行規程（以下、「施行規程」という。）に基づき申請すること。

4 排水設備の設置基準

施行規程第6条の規定に基づき設置する。
ただし、第6条第1項第2号の適切な勾配とは1%以上とする。

5 放流管について

栗原市では、処理水の放流管についても排水設備と位置づけているため、最終放流先までは「4 排水設備の設置基準」に基づき設置すること。

5-1 最終放流先の例

①公共の放流先 河川、水路、道路側溝等。

※注意 申請者等が占有許可、使用許可申請を行い管理者の指示に従う。

②その他の放流先 敷地内の雨水ます、水路・側溝。ただし、その排水が①公共の放流先に排水されていること。

※注意 申請図面、完成図面は①公共の放流先まで表示すること。

5-2 放流管は浄化槽へ逆流しないよう留意し設計施工すること。

① 放流先（側溝や水路）の高水位より高い位置から放流する。

② 放流先が暗渠となる場合は、手前に維持管理用のますを設置すること。

③ 自然流下での放流ができない場合、申請者等の負担により放流ポンプ、臭突管を設置する。

5-3 処理水の雨水合流

処理水を既設又は新設の雨水ますに放流する際は以下の条件を満たすよう設計施工すること。

① 雨水ます等から、浄化槽内の臭気が漏れないよう措置する。

② 雨水排水管に消毒剤から発生する塩素ガスが逆流しないよう措置する。
封水により措置する場合は塩素濃度の高い処理水ではなく、雨水で封水すること。

例1) 合流ますにおいて、雨水トラップを使用する。

例2) 合流ますの1つ上流側の雨水ますで、エルボ返しによる封水。

6 その他関係法令

次にあげる法令を基準に適切な排水設備を設置すること。

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- ・建築物に設ける飲料水の配管施設及び排水のための配管設備の構造方法を定める件（昭和50年12月20日建設省告示第1597号）

○給水装置工事に関する留意事項

1. 申請について

- ・申請書について、給水栓数・竣工予定日の記入漏れが見受けられます。あらかじめ記入した状態で申請願います。
- ・既設共同給水管や既設給水管から分岐する場合は、申請者以外に給水管の所有者や、使用者から同意をいただけてください。（原則、配水管から分岐してください。）
- ・次のような場合、念書の提出が必要となります。
 - ①井戸水から市水道への切替工事で、既設管を利用する場合
 - ②給水栓数が規定の栓数を超える場合
- ・φ13mmの水道メーターを使用する際は、地区ごとにショート・ロングに分かれているので必ず現地確認してください。
- ・給水口径がφ25mm以上となる場合は、水利計算書の提出をお願いします。
- ・外構計画がある場合、申請時に図面の提出についてご協力をお願いします。

2. 設計・工事について

- ・着手届は必ず工事着手前に提出願います。
- ・給水管が露出配管となる場合は、管の凍結防止を忘れずに行ってください。
- ・鉄管を使用する場合は、コア継手を使用してください。
- ・分水時は他のサドル分水との離隔を十分に確保してください。
- ・側溝の下や他の埋設物が隣接する場所に給水管を布設する場合、さや管の施工をお願いします。
- ・埋戻しについて、管保護のため管の周辺部及び布設管上10cmまで砂を盛り、サンドクッションとしてください。また、完成届提出時、埋戻し状況の写真も添付してください。
- ・メーター位置について、取替等の維持管理が容易に行えるよう、駐車場には設置しないようにしてください。また、その他支障物が上に乗らないよう注意してください。
- ・メーターの高さは、検針やメーター交換が容易に行える高さでの施工をお願いします。
- ・給水ヘッダー以降では、原則分岐しないようにしてください。
- ・給水ヘッダーの凍結防止処置は必ず行ってください。
- ・受水槽手前には必ず管理用水栓の設置をお願いします。
- ・現状止水栓がない箇所については、なるべく止水栓を設置いただくようご協力をお願いします。
- ・鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあつては、当該油類が浸透しない材質の給水装置を設置し、さや管等により適切に防護する。

3. 撤去工事について

- ・建物の解体等に伴い給水装置を撤去する場合には、給水装置工事の申請が必要となります。
- ・撤去方法は原則として配水管（本管）の分岐部分で止めていただく事になります。その他詳細については、事前にご相談ください。
- ・撤去工事についても、新設工事や改造工事と同じく、着手届を必ず工事着手前に提出いただきます。また、完成届についても必ず提出いただくようお願いします。
- ・メーターは必ず返却していただき、廃止届の提出をお願いいたします。
- ・申請前に給水の中止なのか廃止なのか施主の確認をお願いします。
- ・一度、廃止した場合、次の給水申し込者の際は加入金が必要になります。

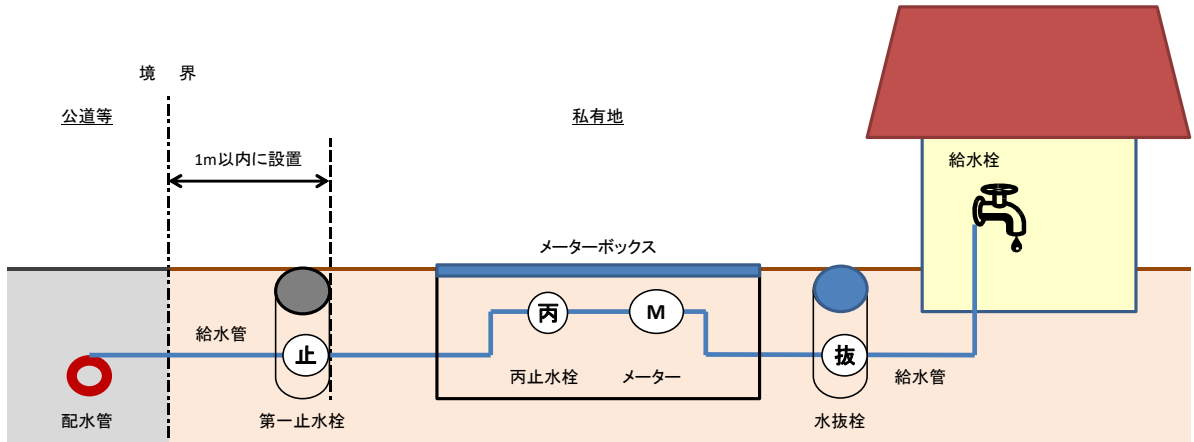
4. 完成検査について

- ・完成届は完成後、速やかに提出してください。
- ・完成検査は、原則お客様に引き渡す前に受けてください。検査当日は、万全な検査体制を整えるとともに、施工状況を説明できる主任技術者の出席をお願いします。
- ・完成図書に添付する写真について、下記事項を徹底してください。
 - 検査項目に沿った写真を添付
 - 材料検査
 - 埋設深度（民地内計画高 600 mm以上）
 - 分岐等の継ぎ手部分
 - 埋戻し状況写真
 - 凍結防止施工写真
 - 器具取付写真
 - 圧力試験を保持した状況（新設：1Mpa 既設：常用圧の+0.1Mpa）で15分以上（計測開始と終了の時間を明記願います。）
 - 常用水圧を計測した写真
- ・メーター新設及び移設の場合は、メーター位置の写真を提出願います。
- ・給水装置は、お客様の財産であるため、完成図書などをお客様へ引渡しください。

5. 給水管の管理区分について

別紙のとおり

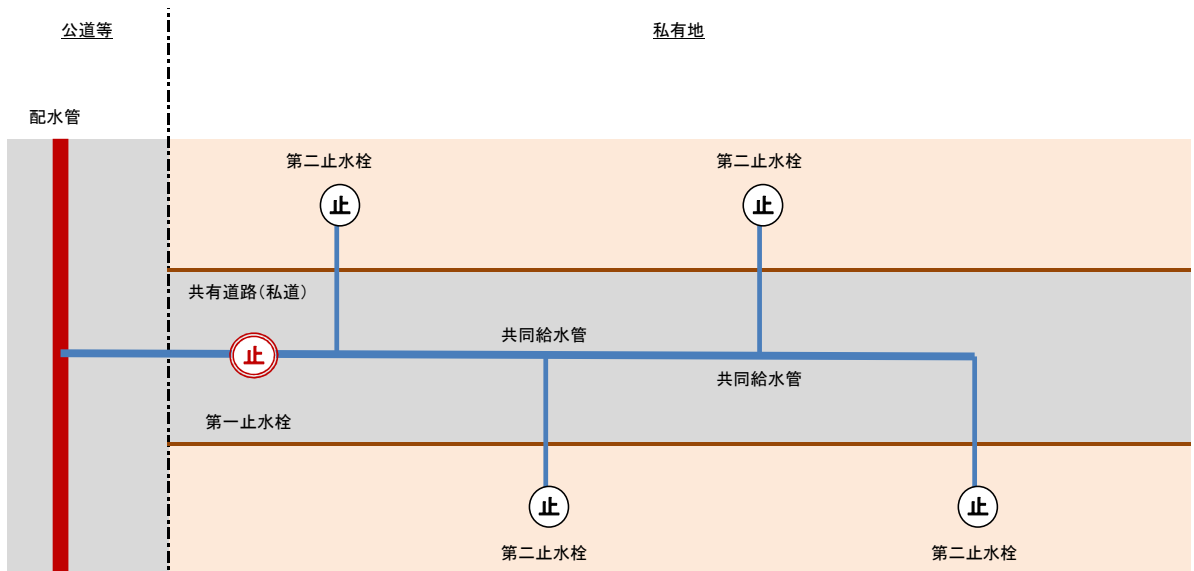
個人給水管



区分	公道部分	宅地部分
財産	市	お客様(所有者、ただし水道メーターは除く)
維持管理	市	お客様(所有者、使用者等)
漏水修理	市 ※漏水による二次災害防止のため市が修理する。	お客様(所有者、使用者等)

※私有地内に使用中止や廃止により残置されている既設給水装置の漏水、その他事故等について、所有者の責任で処理していただきます。
 また、その給水装置の所有者が不明な場合は、家屋又は土地の所有者、その他利害関係者で、維持管理、漏水修理を行ってください。
 (市は漏水修理及び漏水等により発生した損失について責を負いません。)

共同給水管



区分	公道部分	私道部分
財産	市	お客様(所有者)
維持管理	市	お客様(所有者、使用者等)
漏水修理	市 ※漏水による二次災害防止のため市が修理する。	お客様(所有者、使用者等)

○排水設備工事に関する注意事項

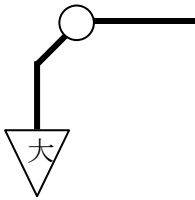
1. 申請について

- ・栗原市の汚水処理事業は、公共下水・農業集落排水・市設置型浄化槽の 3 事業があります。申請の際は申請場所の汚水処理エリアを確認の上、事業にあった様式で申請願います。
- ・床下集合配管（排水ヘッダー工法）を使用する場合は、ヘッダーの仕様書の提出をお願いいたします。
- ・除害施設（設備）を設置する場合は、申請以外に除害施設の設置届の提出が必要となります。また除害施設の選定仕様書と計算書の提出が必要となります。

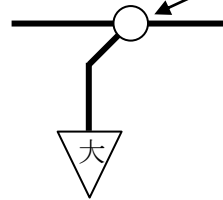
2. 設計について

- ・大便器からの汚水の接合は、起点の場合 45L マス、合流の場合はストレートマス又は、45° 段差付きマスの使用をお願いいたします。

起点の場合



合流の場合

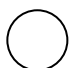


- ・樹脂製普通マスの場合
は 45° Y を使用する
- ・小口径マスは段差付き
45° YS を使用

3. 工事について

- ・排水管がやむを得ず露出になる場合は、VP 管での施工を、お願いいたします。
- ・屋外排水設備の埋設については、[栗原市排水設備設計指針](#)に記載されている通り、砂基礎を 5 cm 以上敷きまた管の埋め戻しについては、砂および良質土での施工をお願いいたします。

※栗原市排水設備工事設計指針より抜粋

	宅地内	公道内	砂および 良質土
土被り	20 cm 以上	60 cm 以上	
砂基礎	5 cm 以上	10 cm 以上	 砂基礎
埋め戻し	砂および良質土	管の周囲 10 cm 以上 砂埋め戻し	

- ・汚水マスの設置個所については、上に覆うものがなく維持管理や清掃が可能な場所に設置するようにお願いいたします。
- ・工事途中に設計の変更が生じた場合は、排水設備等計画確認申請書記載事項変更届出の提出が必要となります。

4. 施工写真について

- ・埋設管の土被りが分かるような写真の提出をお願いいたします。
- ・マス写真については、屋内排水設備の接続後の写真での提出をお願いいたします。
- ・浄化槽接続の場合は、放流先の写真の提出もお願いいたします。
- ・浄化槽からの切替え工事の場合、浄化槽の廃止にかかる作業状況が分かる写真（例：消毒作業、穴あけ状況や埋め殺し作業状況等）の提出をよろしくお願いいたします。

5. 完成検査について

- ・施工内容を把握している排水設備責任技術者の立会をお願いいたします。
- ・完成検査については、申請者への連絡を忘れずをお願いいたします。
- ・開始届は接続された時点で使用開始となりますので、接続し次第速やかな提出をお願いいたします。

6. その他注意事項

- ・公共マスは市の所有物ですので原則撤去することはできません。撤去する場合は申請を提出する前に事前に上下水道部施設課まで問い合わせください。
- ・やむを得ずホルソーを使用しなければならない場合は、事前に施設課へご相談ください。
- ・第三者の公共マスを利用して下水道に接続する場合は、事前に上下水道部施設課・経営課へ、相談願います。
- ・浄化槽の塩素消毒剤開封については、排水設備施工業者が開封するのか、浄化槽施工業者が開封するのかを事前に打ち合わせしていただくようお願いいたします。
- ・浄化槽からの処理水を既設又は新設の雨水ますに放流する際は、雨水マス等から臭気が漏れないように措置し、また雨水排水管に消毒剤から発生する塩素ガスが逆流しないよう措置すること。
- ・物件設置許可証の指示事項に記載されていますが、物件設置許可申請のとおり、物件設置で整備した公共マスの寄附の届出は、財産管理の為忘れずをお願いいたします。

○給水装置工事・排水設備工事に関する共通注意事項

1. 道路占用について

道路占用・公共物使用で必要となる提出書類は、表の通りとなっております。

必要書類	位置図		
	平面図		
	断面図		
	復旧図		
	現状写真		
	保安設置計画書		
	工程表（養生期間を含め本復旧まで記載する）		
全面通行止時のみ		う回路図	
必要部数	道路占用	片側交互通行…3部	協議期間 3週間程度
		車両通行止め…5部	協議期間 2か月程度
	公共物使用	片側交互通行…3部	協議機関 3週間程度
		車両通行止め…4部	協議期間 2か月程度

《お願い》県道からの取出し工事を行う場合は必ず、申請前に宮城県北部土木事務所栗原地域事務所に事前協議と占用書類の確認をしてください。

※占用書類を提出して分岐工事を施工した場合は、県道・市道に関わらず、本復旧写真の提出をお願いします。

※道路占用は協議に時間を要します。予め、余裕をもつての申請をお願いします。

2. 文化財協議について

- ・埋蔵文化財の協議については、給水・排水ともに民間工事になりますので、工事事業者及び指定工事店にて教育委員会教育部文化財保護課へ問い合わせいただくようお願いいたします。

遺跡範囲確認先 URL : <https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html>

3. その他お願い

- ・道路占用の期間内に工事が終わらない場合、一ヶ月前に給排水係にご連絡ください。
- ・工期が予定より大幅に遅れる可能性がある場合、給排水係にご連絡ください。

栗原市水洗化促進助成制度概要

【資料6】

補助名称	水洗便所等改造資金利子補給制度	排水設備設置工事費補助金交付制度	単独浄化槽切替助成事業	合併処理浄化槽切替助成事業
制定年度	平成17年度	平成18年度	平成25年度	平成27年度
改正年度及び内容	平成23年度・供用開始から3年以内の条件を撤廃	平成23年度：供用開始から3年以内の条件を撤廃 平成24年度：補助対象範囲の拡大 (50m以上→20m以上) 平成30年度：補助額上限の拡大 (10万円→20万円)		
補助対象事業	下水道事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽事業	下水道事業 農業集落排水事業	下水道事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽事業	下水道事業 農業集落排水事業
内容	くみ取り便所から水洗便所に改造する費用やこれらに伴う排水設備等に充てる費用を、市が指定する融資機関から融資を受けた場合、利子の一部を市が補給(支払い)する	宅地面積が広いために公共汚水ますまでの距離が遠く、工事費がかさむ方々を対象に、一定の条件に基づき排水設備工事費の一部を補助する(宅内排水設備の最下流合流を超える部分から、20mを減算した距離について、1メートル当たり3,000円を補助)	住宅の単独(し尿)浄化槽を廃止し、公共下水道等(公共下水道、農業集落排水施設、市設置型合併処理施設)に接続する世帯に補助金を交付する	住宅の合併処理浄化槽を廃止し、公共下水道等(公共下水道、農業集落排水施設)に接続する世帯に補助金を交付する
補助対象範囲	排水設備工事費に係る融資資金利子の一部	排水設備工事費の一部	単独浄化槽廃止経費及び排水設備工事費の一部	合併処理浄化槽廃止経費及び排水設備工事費の一部
1件当たりの補助額上限	排水設備工事費に係る融資資金額(100万円限度)の利子の年利3%を限度(償還期限5年以内のもの)	20万円	65歳以上の高齢者のみ世帯:20万円 6人以上の世帯:20万円 18歳未満の子供3人以上の世帯:20万円 上記以外の世帯:10万円	10万円
申請期日	排水設備等計画確認申請と同時に提出	排水設備等検査済証の発行日の翌日から30日以内	排水設備工事の完成日から30日以内	排水設備工事の完成日から30日以内
補助対象期間(供用開始から)	期限なし	期限なし	期限なし	期限なし

注意事項

- ・申請期日を過ぎたものは、受付することができません。申請期日は厳守いただくようお願いいたします。
- ・浄化槽切替補助金に関しては、年度内の申請希望の場合4月～翌年1月末までの申請とします。(1月末まで工事が完了するもの。)
- ・浄化槽切替補助金について、浄化槽の撤去写真・工事費用請求書又は領収書の写し添付必須となります。
- ・補助金振込先をゆうちょ銀行へ希望する場合、口座番号のわかるページの写しを添付してください。

令和5年度（2023年度）栗原市戸別合併処理浄化槽設置事業（市設置型事業）

事業概要

～汚水処理について～

毎日の生活で使った水、汚水（生活雑排水や、し尿を「汚水」といいます。）が公共の水域に流れ出ると、河川や湖沼の水質汚濁につながり、地域の自然環境に悪影響を与えます。快適で衛生的な生活を営むためには、汚水処理施設の設置が必要となります。

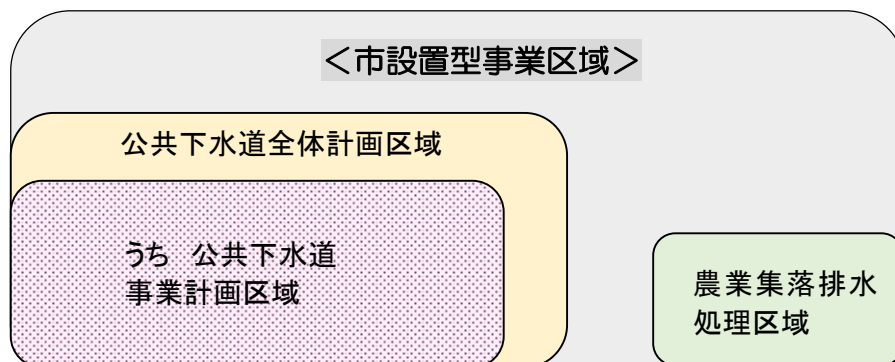
汚水処理施設には、下水道、農業集落排水施設、浄化槽などがあり、各家庭などから排出された汚水を管渠で集水して一括処理する仕組みを集合処理といい、下水道や農業集落排水施設などが該当します。一方、建物の敷地内で処理する仕組みを個別処理といい、浄化槽がそのひとつです。

（1）事業概要について

市設置型浄化槽は、下水道全体計画区域及び農業集落排水区域を除いた区域（下水道が整備されない区域）を対象に、下水道と同様のサービスを行うため、市が浄化槽の設置から維持管理まで行い、使用者から受益者分担金と浄化槽使用料をお支払いいただく事業です。

本事業の対象は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に定める特定施設を除く100人槽までの浄化槽が対象となります。ただし、都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴う浄化槽設置は対象外です。

汚水処理区域イメージ図



（2）工事費等の費用負担区分・工事の範囲等について

市が工事を行うのは、浄化槽本体の標準工事とブロワの設置の部分となり、標準工事以外に必要な工事（例：放流ポンプ、臭突管、耐荷重の補強工事、ピット設置）については申請者負担となります。

浄化槽設置後の通常の維持管理（保守点検等）については市が負担しますが、ブロワの電気料、放流ポンプ等の維持管理については、申請者負担となります。

※別紙：市設置浄化槽設置に伴う費用負担区分、浄化槽工事の範囲等を御確認ください。

(3) 受益者分担金について

分担金は、全額を一括してお支払いいただきます。

人槽区分	金 額
10人槽まで	18万円
11人槽以上	標準的な工事に要する費用の額に基づき、市長が定める額

(4) 浄化槽使用料金について

◎ 浄化槽使用料金は、水道使用量に応じた、排出汚水量によって算定されます。

区 分	排出汚水量	金 額
基本使用料	10m ³ まで	1,980円
超過使用料	10m ³ を超え20m ³ まで	1m ³ につき 209円
	20m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ につき 220円
	50m ³ を超え200m ³ まで	1m ³ につき 242円
	200m ³ を超えるもの	1m ³ につき 253円

◎ 井戸水など、水道水以外の水を使用している場合は、次のとおり計算します。

① 井戸水など水道水以外の水のみを使用している場合。

世帯人数に応じて下表のとおり計算し、認定汚水量とします。

② 水道水と井戸水など複数の水を併用して使用する場合。

複数の使用水がある場合は、水道水の使用水量と下表のとおり計算した認定汚水量を比較して、その量が多い方を排出汚水量とします。

排出汚水量認定基準（1箇月当たりの量）	
世帯区分	認定汚水量
1人につき	4 m ³
浴槽につき	4 m ³
トイレにつき	2 m ³

※ 計算例 5人世帯で風呂、トイレ1箇所の住居の場合

$$4\text{m}^3 \times 5\text{人} + 4\text{m}^3 + 2\text{m}^3 = 26\text{m}^3/\text{月}$$

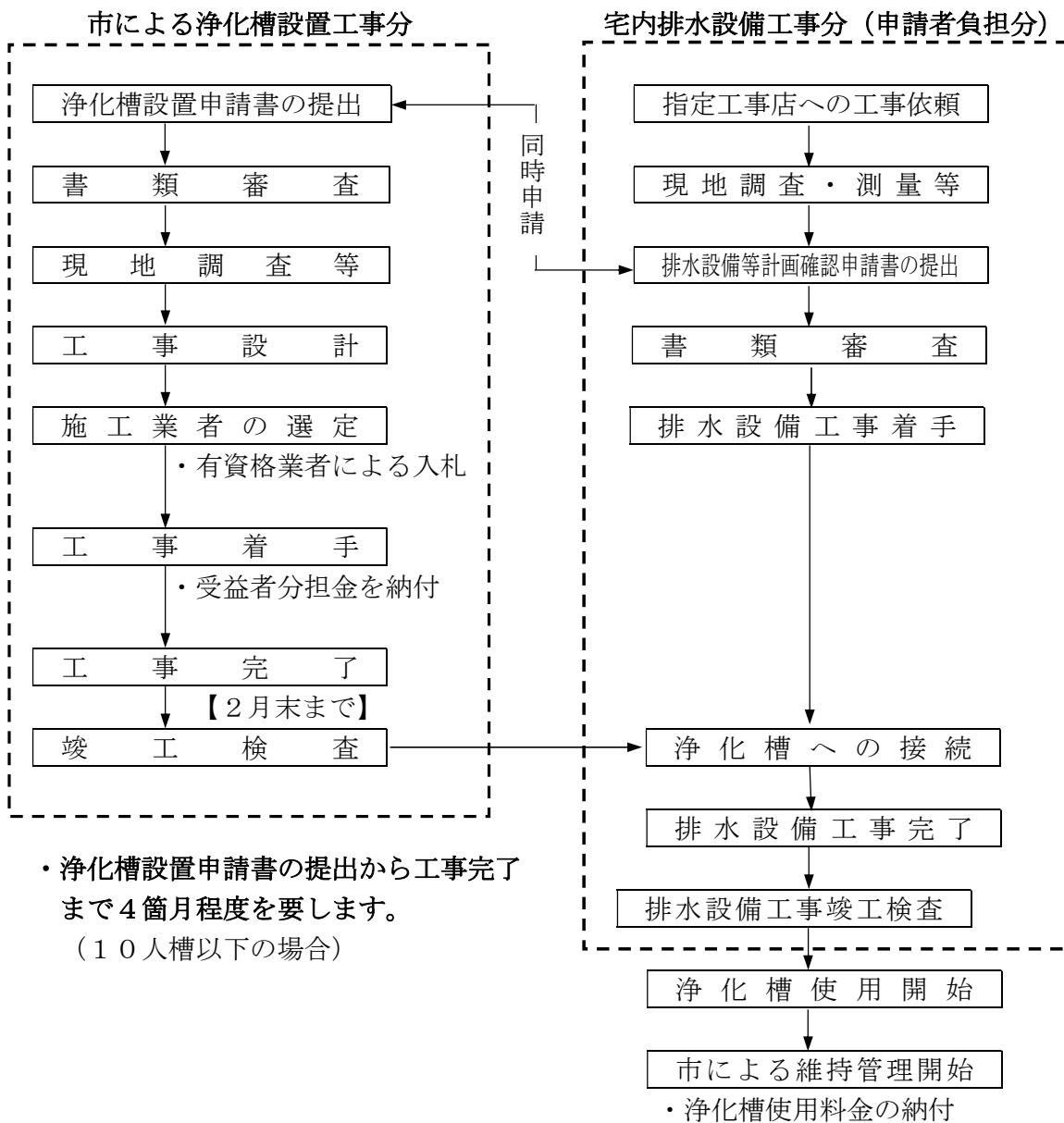
$$1,980\text{円} + 209\text{円}/\text{m}^3 \times 10\text{m}^3 + 220\text{円}/\text{m}^3 \times 6\text{m}^3 = 5,390\text{円}/\text{月}$$

計算表

世帯人数	認定汚水量（m ³ /月）	浄化槽使用料（円/月）
1人	10	1,980
2人	14	2,816
3人	18	3,652
4人	22	4,510
5人	26	5,390
6人	30	6,270

※ 世帯人数が変更になった場合には、速やかに届出てください。

(5) 浄化槽設置までの流れ



新築工事や改築工事において、市設置型浄化槽の設置を希望する場合は、着工前の事前相談及び着工前の申請を確実にいただくことにより、無理のない工程の調整ができます。浄化槽工事は、当該年度の【2月末】までに工事を完成させなければなりません。

(6) 申請について

別紙の申請要領に記載の注意点を御確認いただき、記載例に従い申請書を記載の上、添付書類を添えて金成庁舎2階の上下水道部施設課の窓口へ提出してください。

11人槽以上の浄化槽については、必ず事前相談の上で申請をお願いします。

なお、郵送による申請は受付しておりませんので、申請内容を説明できる方が持参の上、申請書を提出してください。申請内容の確認を行います。

受付期限は別紙の申請要領を御確認ください。

※人槽により受付期限が異なりますのでご注意ください。

申請に必要な添付資料等については、市の排水設備指定工事店にご相談ください(排水設備工事は、排水設備の指定工事店しか工事を請け負うことができません。)

(7) 様式等について

事業の概要や申請書等の様式、排水設備指定工事店については、栗原市ホームページに掲載されていますので御確認ください。

事業概要・申請要領

栗原市HP → 暮らしの情報 → 水道、下水道 → 下水道などの汚水処理事業
→ 浄化槽の設置・補助金申請方法

排水設備指定工事店

栗原市HP → 暮らしの情報 → 水道、下水道 → 下水道などの汚水処理事業
→ 排水設備指定工事店

《問合せ先》

上下水道部 経営課 電話番号：0228-42-1130

・使用料金及び受益者分担金について お客様係

上下水道部 施設課 電話番号：0228-42-1133

・市による浄化槽設置工事について 下水道施設係

・浄化槽維持管理について 下水道施設係

・排水設備について 給排水係

申請要領

申請にあたっては、下記の1から6までの内容を十分に確認の上、申請をお願いいたします。なお、申請期限を過ぎた場合は受付をお断りいたします。

記

1 申請する上での注意点

- ① 10人槽（一般家庭用浄化槽）までの場合、申請書の受理から工事完了まで概ね4箇月程度の期間を要することから、余裕のある工事を計画してください。
- ② 11人槽以上の大型浄化槽の場合、申請書の受理から工事完了まで9箇月程度の期間を要します。工期及び工程の都合により申請を受付できない場合もありますので、必ず事前協議の上、申請してください。
- ③ 一般住宅以外での用途（工場、事業所、飲食店など）の場合は、人槽算定に事業計画及び内容等の確認が必要です。必ず事前協議の上、申請してください。
- ④ 浄化槽の人槽は、申請後に現地調査や聴き取りをした後に市が決定します。
- ⑤ 浄化槽の施工場所が埋蔵文化財や河川保全区域等になっている場合には、関係先との協議等が必要となるほか、建物工事の状況等（浄化槽の設置位置に足場があるため施工出来ない等）によっても、不測の日数を要する場合があります。
- ⑥ 浄化槽工事にあたっては、施工場所への進入路や設置のための施工面積（例：7人槽で4メートル×5メートル程度）の確保が必要であり、宅地の条件等によっては、浄化槽を設置できない場合があります。
- ⑦ 浄化槽の設置予定場所に支障木やアスファルト舗装等がある場合については、浄化槽設置工事前に撤去をお願いします。
- ⑧ 浄化槽の設置場所は、なるべく車両等の駐車や往来のない場所に計画してください。浄化槽破損の原因となります。
- ⑨ 本工事で設置する浄化槽の標準仕様は、乗用車(2000cc以下、かつ総重量2t以下)の荷重に耐える強度を想定した設計です。これを超える車両等の荷重や往来が想定される場所へ浄化槽を設置する場合は、申請者負担で補強工事を行う必要があります。
- ⑩ 設置後の適正な維持管理のため、浄化槽の保守点検及び清掃並びに汚泥収集運搬に支障が無い場所への設置を計画してください。
- ⑪ 浄化槽処理水の排除方法は原則として自然流下ですが、自然放流ができない場所へ浄化槽を設置する場合は、申請者負担で放流ポンプと臭突管を設置し、維持管理を行ってください。
- ⑫ 放流管は、放流先の最高水位より高くなるよう留意して計画してください。
- ⑬ 浄化槽を設置する土地の地目が農地（田・畑）の場合は設置できませんので、農地転用等の手続を終えてから申請してください。
- ⑭ 事業実施や土地開発等で許認可が必要な施設及び土地の場合は、許認可の手続終了後に申請してください。
- ⑮ 浄化槽を設置する土地の所有者が死去等によって存在せず、土地使用同意の承諾を得られない場合は、原則として相続する者に名義変更を行ってから申請をしてください。ただし、相続者が名義変更を確約する旨の誓約書及び前土地所有者との相続の関係を確認できる戸籍謄本を添付する場合に限り、申請を認めるものとします。
- ⑯ 浄化槽完成後、速やかに排水設備工事を行い、浄化槽に接続してください。

2 申請書の記載にあたっての注意点

- ① 申請者署名欄は自筆で署名してください。また、㊟は実印を捺印してください。
- ② 電話番号については、内容確認や日程調整等で連絡する場合がありますので、平日の昼間に連絡の取れる番号の記載をお願いします。
- ③ 工事の希望期間については、工事完了までの期間（10人槽までで4箇月程度、11人槽以上で9箇月程度）を考慮して日付を設定し記載してください。
- ④ 土地の所有者、地目等の記載にあたっては、全部事項証明での確認をお願いします。
- ⑤ 土地の使用同意書については、申請者と土地所有者が同一であっても、必ず記入してください。また㊟は実印での押印をお願いします。
- ⑥ 土地が共有名義の場合は、共有者についても記名押印をお願いします。

3 添付書類

- ① **印鑑登録証明書**（発行日から3箇月以内のものに限る、コピー不可）……最寄りの総合支所市民サービス課で取得してください。
※申請者と土地所有者が異なる場合や土地が共有名義の場合は、原則として土地所有者全ての印鑑登録証明書が必要です。
- ② **当該土地の全部事項証明書**（コピー不可）……法務局で取得してください。
※通常使用している「住所」と登記上の「地番」は違う場合がありますので、浄化槽の設置を予定している「地番」の全部事項証明書を取得してください。
- ③ **当該土地の公図**（地籍図に準ずる図面）（コピー不可）……法務局で取得してください。
- ④ **浄化槽を設置する土地の位置図**
※申請者宅の位置が確認できる住宅地図
- ⑤ **建築物等の配置図**
※申請者宅の敷地内における建造物の配置が確認できる図面（手書可）
※浄化槽の設置予定地や、放流先も確認できるように記入してください。
- ⑥ **建築物等の平面図、排水設備等計画確認申請書に添付の図面**（排水設備等工事平面図、縦断図）
※住居内の間取りや排水位置が確認できる図面（手書可）
※新築及び増改築等の建築確認を伴う場合は、建築確認に添付した図面又は建築計画が確認できる図面
※排水設備工事関連の図面等については、市の排水設備指定工事店に御相談ください
- ⑦ **排水設備工事の見積書**（排水設備等計画確認申請書に添付の排水設備等工事調書、申請者が受け取っている見積書か契約書のコピーなど）
- ⑧ **浄化槽の設置に係る承諾及び接続に関する誓約書**
- ⑨ 許認可等が必要な施設、土地の場合は、その許認可等が確認できる書類の写し（新築の場合は建築確認の写し、農地転用関係書類の写し 等）
- ⑩ その他必要と認められる書類

4 排水設備等計画確認申請書の提出について

- ① 浄化槽設置工事の設計は、排水設備等計画確認申請書添付の平面図、縦断図を基に行います。問題なく工事ができるよう、排水設備工事の図面は、現地測量及び現地調査を実施の上、作成し提出してください。
- ② 本事業申請と併せて排水設備等計画確認申請書の提出も行ってください。

5 申請期限

人 槽	申請期限	工 期
5人槽 ～ 7人槽	令和5年(2023年)12月1日(金)	4箇月程度
10人槽	令和5年(2023年)11月17日(金)	
11人槽 ～ 50人槽	令和5年(2023年)8月31日(木)	9箇月程度
51人槽 ～ 100人槽	令和5年(2023年)6月30日(金)	

※1 11人槽以上の浄化槽については、必ず事前相談の上で申請をお願いします。

※2 浄化槽を設置する建物工事の進捗状況及び現地状況等により、工事完了まで不測の日数がかかることを御承知の上、余裕のある日程で申請書の提出をお願いします。

6 申込方法

- ① 上下水道部施設課窓口（金成庁舎2階）へ、申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出してください。
- ② 郵送等による申請は受付しておりません。申請内容を説明できる方が窓口を持参の上、担当者確認を受け、申請書を提出してください。

《お問合せ先》

上下水道部 施設課 電話番号：0228-42-1133

記載例

戸別合併処理浄化槽設置申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

栗原市下水道事業 栗原市長 殿

住所 栗原市築館薬師1丁目7番1号

申請者氏名 栗原太郎 (実印)

電話番号 0228-〇〇-〇〇〇〇

栗原市戸別合併処理浄化槽条例施行規程第5条第1項
置について、次の事項を誓約し、下記のとおり申請い

電話番号については、平日の昼間に連絡可能な番号の記載をお願いします。

- 1 栗原市戸別合併処理浄化槽条例及び栗原市戸別合併処理浄化槽事業分担金条例その他関係法令を遵守します。
- 2 戸別合併処理浄化槽の改築又は廃止を必要とするときは、市長の承認を得て行い、これに要する費用は、申請者又は使用者が負担します。

記

工事希望期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで				
設置する土地、建築物等、使用者の現況					
戸別合併処理浄化槽設置場所	栗原市築館薬師1丁目7番1号			地目	宅地
上記土地の所有者	栗原次郎		申請者との続柄	弟	
建築物等所有者	栗原太郎		申請者との続柄	本人	
敷地面積	建築面積	延床面積	使用人員	水源	備考
〇〇〇m ²	〇〇〇m ²	〇〇〇m ²	〇人	市水道・自家水	
設置予定浄化槽	〇〇人槽		(注) 自家水使用の場合はどこに使っているのか備考に記入してください		
添付書類					
<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者及び戸別合併処理浄化槽を設置する土地の所有者(当該所有者が死亡している場合にあつては、当該土地の相続人)の印鑑証明書(発行日から3月以内のものに限る。)、当該土地の登記事項証明書及び地籍図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図をいう。)又は公図(地籍図に準ずる図面をいう。)の写し 2 戸別合併処理浄化槽を設置する土地の位置図並びに排水設備を設ける建築物等の配置図及び平面図 3 その他市長が必要と認めるもの 					

※下記を記入してください。

土地の使用同意書

栗原市戸別合併処理浄化槽条例第7条の規定に基づき、戸別合併処理浄化槽が設置されている間、下記土地については、市職員(市が委託した業者を含む。)の立入及び無償での使用について同意します。

記

1 申請者:住所 栗原市築館薬師1丁目7番1号

氏名 栗原太郎 (実印)

2 土地所有者:(当該所有者が死亡している場合にあつては、当該土地の相続人)

土地が共有名義の場合は、共有者についても記名押印をお願いします(人数が多い場合は、別紙で添付してください)

住所 栗原市金成沢辺町沖200番地

氏名 栗原次郎 (実印)

3 戸別合併処理浄化槽設置場所 栗原市築館薬師1丁目7番1号

戸別合併処理浄化槽設置申請書

年 月 日

栗原市下水道事業 栗原市長 殿

住 所
 申請者 氏 名 自 筆 (実印)
 電話番号
 (携帯電話)

栗原市戸別合併処理浄化槽条例施行規程第5条第1項の規定により、戸別合併処理浄化槽の設置について、次の事項を誓約し、下記のとおり申請いたします。

- 1 栗原市戸別合併処理浄化槽条例及び栗原市戸別合併処理浄化槽事業分担金条例その他関係法令を遵守します。
- 2 戸別合併処理浄化槽の改築又は廃止を必要とするときは、市長の承認を得て行い、これに要する費用は、申請者又は使用者が負担します。

記

工事希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
設置する土地、建築物等、使用者の現況					
戸別合併処理浄化槽設置場所	栗原市				地目
上記土地の所有者			申請者との続柄		
建築物等所有者			申請者との続柄		
敷地面積	建築面積	延床面積	使用人員	水源	備考
m ²	m ²	m ²	人	市水道・自家水	
設置予定浄化槽		人槽			
添付書類					
1 申請者及び戸別合併処理浄化槽を設置する土地の所有者(当該所有者が死亡している場合にあつては、当該土地の相続人)の印鑑証明書(発行日から3月以内のものに限る。)、当該土地の登記事項証明書及び地籍図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図をいう。)又は公図(地籍図に準ずる図面をいう。)の写し 2 戸別合併処理浄化槽を設置する土地の位置図並びに排水設備を設ける建築物等の配置図及び平面図 3 その他市長が必要と認めるもの					

※下記を記入してください。

土地の使用同意書	
栗原市戸別合併処理浄化槽条例第7条の規定に基づき、戸別合併処理浄化槽が設置されている間、下記土地については、市職員(市が委託した業者を含む。)の立入及び無償での使用について同意します。	
記	
1 申請者:住所	_____
氏名	自 筆 実印
2 土地所有者:(当該所有者が死亡している場合にあつては、当該土地の相続人)	
住所	_____
氏名	自 筆 実印
3 戸別合併処理浄化槽設置場所	栗原市 _____

年 月 日

栗原市下水道事業 栗原市長 殿

(申請者) 住 所

氏 名 自 筆 実印

電話番号

浄化槽の設置に係る承諾及び接続に関する誓約書

このことについて、栗原市戸別合併処理浄化槽条例第6条の規定に基づく申請をするにあたり、浄化槽の設置及び申請要領の内容を承諾します。

また、同条例第8条の規定に基づき、遅滞なく排水設備を設置し、浄化槽へ接続することを誓約いたします。

年 月 日

栗原市下水道事業 栗原市長 殿

(申請者) 住 所

氏 名 自 筆 実印

電話番号

誓 約 書

今般、栗原市戸別合併処理浄化槽条例に基づく浄化槽の設置申請にあたり、本設置場所の土地所有権が移転されていないことから、この所有権に関しては下記のとおりすみやかに移転続きを行うことを誓約いたします。

記

設置場所 栗原市

所有権者 (現在の土地所有者)

(移転後の土地所有者)

事業概要

～汚水処理について～

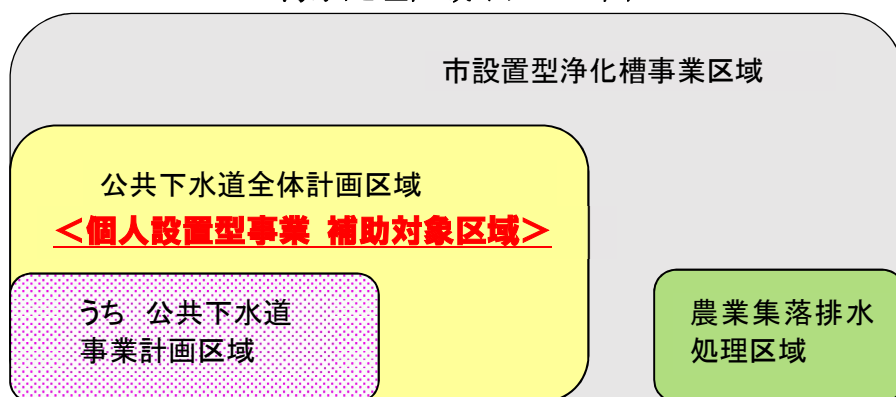
毎日の生活で使った水、汚水（生活雑排水や、し尿を「汚水」といいます。）が公共の水域に流れ出ると、河川や湖沼の水質汚濁につながり、地域の自然環境に悪影響を与えます。快適で衛生的な生活を営むためには、汚水処理施設が必要になります。

汚水処理施設には、下水道、農業集落排水施設、浄化槽などがあり、各家庭などから排出された汚水を管渠で集水して一括処理する仕組みを集合処理といいます。下水道や農業集落排水施設などが該当します。一方、建物の敷地内で処理する仕組みを個別処理といい、浄化槽がそのひとつです。

（1） 事業概要について

個人設置型浄化槽は、下水道全体計画区域内で、下水道が当分の間、整備されない区域（事業計画区域外）の住宅が対象になります。この事業は、個人が設置する浄化槽に市で定める金額の範囲内で補助金を交付する事業であり、浄化槽の維持管理は、個人が行います。なお、将来的に下水道が整備された際は、供用開始と同時に下水道へ接続していただきます。

汚水処理区域イメージ図



※イメージ図中、黄色で示された「公共下水道全体計画区域」が個人設置型事業の補助対象区域となります。

個人設置型事業補助対象区域であっても、以下の場合には補助金が交付されません。

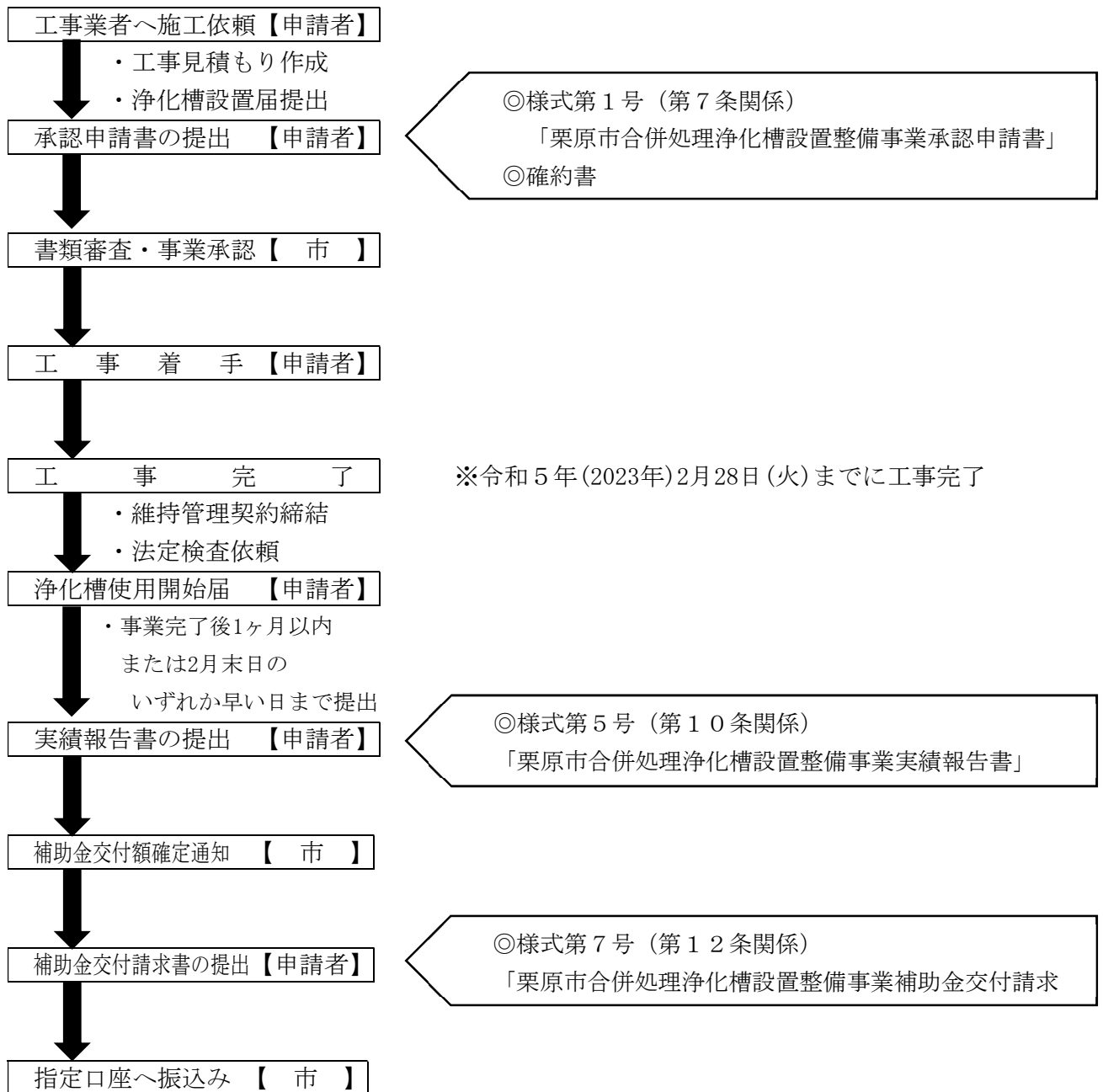
- ・住宅以外の建築物（店舗等）に浄化槽を設置する場合
- ・販売、賃貸借等営利を目的とした住宅に浄化槽を設置する場合
- ・既設合併処理浄化槽を更新・改築する場合

（2） 補助金額について

補助金の算定方法は、下記に定める限度額と見積書に記載されている浄化槽本体設置工事費の4割に相当する額を比較して、いずれか低い金額が補助金額となります。

人槽区分	限度額
5人槽	285,000円
6～7人槽	360,000円
8～10人槽	477,000円
11人槽以上	市長が別に定める額

(3) 浄化槽設置までの流れ



(4) 申請期限について

令和5年（2023年）12月1日（金）まで

※令和6年（2024年）2月28日（水）までに設置工事が完了するものに
補助金を交付します。

《問合せ先》 上下水道部施設課 電話番号：0228-42-1133

申請要項

申請するときは、事前に事業対象区域、事業内容等を確認のうえ、下記の事項に従い作成してください。

1 申請書記入上の注意点

- (1) 申請額は、別表に定める限度額と見積書に記載されている浄化槽本体設置工事費の4割に相当する額を比較して、いずれか低い金額を記載してください。
なお、千円未満切捨となります。
- (2) 令和6年（2024年）2月28日（水）までに設置工事が完了するものに補助金を交付します。

2 添付書類

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し（添付されている資料全てを含む。）
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽工事を実地に監督する者が有する浄化槽法第42条第1項に定める浄化槽設備士免状の写し
- (4) 登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 市民税等の納税証明書（直近年度の該当になる全ての税目で、申請時において納期が到来している分まで納入済みであり、かつ、前年度以前において未納がないこと。）
- (6) 借り受けている住宅に施工する場合は、当該住宅を貸し付けた者の承諾書
- (7) 施工予定業者からの見積書（浄化槽本体のみの設置工事費の内訳が記載されているものに限る。）
※放流ポンプ槽（補助金対象外）を設置する場合は、当該設置費を含めた場合と除いた場合の見積書・内訳書を添付してください。
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 施工上の注意点

- (1) 申請後、書類内容に不備がない場合は、市から事業承認通知書を申請者にお送りしますので、その後すみやかに工事を行ってください。
なお、事業承認する前に浄化槽設置工事を行うことはできませんので御注意ください（住宅工事は着工して構いません。）。
- (2) 豪雪基準での荷重対策
設置工事は、必ず豪雪基準による荷重対策を行ってください。荷重対策が行われていないときは、補助金を交付しません。
※荷重対策とは、支柱設置やスラブ拡張のことで、設置する浄化槽メーカーの施工要領書や技術資料を参照してください。

4 申請方法

令和5年（2023年）12月1日（金）までに、申請書を上下水道部施設課（金成庁舎2階）に提出してください。

《問合せ先》

上下水道部施設課

電話番号：0228-42-1133

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住 所
氏 名
電話番号

※署名(本人(法人又は団体の場合は、代表者)が署名できない場合は、
記名押印)してください。

栗原市合併処理浄化槽設置整備事業承認申請書

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、栗原市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規程第7条の規定により、事業承認されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、事業承認に関する資格要件の確認のために必要となる市税等の収納情報について、調査されることに同意します。

記

1 申請額 金 _____ 円

2 記載事項

- (1) 世帯人数 _____ 人
- (2) 浄化槽人槽区分 _____ 人槽
- (3) 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の延べ面積 _____ m²
- (4) 工事期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
- (5) 使用開始予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 添付書類

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 第7条第3号の規定に該当することを証する書類（浄化槽設備士免状等の写し）
- (4) 登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 住宅を借り受けている者は、当該住宅を貸し付けた者の承諾書
- (6) 施工予定業者からの見積書
- (7) その他市長（管理者）が必要と認める書類

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

※署名(本人(法人又は団体の場合は、代表者)が署名できない場合は、
記名押印)してください。

栗原市合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で事業承認のあった栗原市合併処理浄化槽
設置整備事業につきまして、事業内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

1 変更区分

該当する事項の番号に○を付けてください。

- (1) 申請した内容の変更
- (2) 完了期日の変更
- (3) 事業の中止又は廃止

2 変更の内容及び理由

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

確 約 書

今般、栗原市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規程に基づく浄化槽を設置するにあたり、本申請地が公共下水道事業で整備された場合には、供用開始と同時に公共下水道に接続することを確約いたします。

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

※署名(本人(法人又は団体の場合は、代表者)が署名できない場合は、
記名押印)してください。

栗原市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で事業承認のあった栗原市合併処理浄化槽
設置整備事業につきまして、事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 事業着手完了年月日 着手 年 月 日
完了 年 月 日

2 添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽設備士によるチェックリスト
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 工事の経過が分かる写真
- (6) 完成図面
- (7) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (8) 請求書及び内訳書の写し
- (9) 領収書の写し
- (10) 機能保証制度に基づく保証登録証(市町村用)
- (11) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住 所
氏 名
電話番号

※署名(本人(法人又は団体の場合は、代表者)が署名できない場合は、
記名押印)してください。

栗原市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

栗原市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規程第12条の規定に基づき、栗原市合併
処理浄化槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 指令日及び番号 年 月 日付け 第 号
- 3 振込口座 次の表のとおり

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

備考

- (1) 振込口座は、申請者名義の口座に限ります。
- (2) 口座名義人のフリガナは、必ず記入してください。